

飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第31号

飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

飯塚市認可地縁団体印鑑条例(平成18年飯塚市条例第165号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影又は印鑑登録証明書と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、適正であると認めるときは、登録するものとする。 (代理人による申請等) 第10条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 (略)	(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影又は印鑑登録証明書と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、適正であると認めるときは、登録するものとする。 (代理人による申請等) 第10条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 (略)

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。